

山梨県公報

第二千八百六十号

平成三十一年

二月十四日

木曜日

目次

告示

- 計量法に基づく指定定期検査機関の指定の更新……………二九
- 計量法に基づく指定計量証明検査機関の指定の更新……………二九
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………二九
- 政府調達に関する苦情の処理手続の廃止……………二九
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………二九
- 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………三〇
- 土地改良区役員の退任……………三〇
- 公共測量の終了……………三〇
- その他……………三〇
- 一般競争入札について(二件)……………三〇

告示

山梨県告示第二十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第二十八条の二第一項の規定により、指定定期検査機関の指定を次のとおり更新した。

平成三十一年二月十四日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 指定定期検査機関の名称 一般社団法人山梨県計量協会
- 二 住所 笛吹市石和町広瀬七百八十五番地
- 三 指定の区分 質量計
- 四 定期検査を行う地域 山梨県全域(甲府市を除く。)
- 五 指定の期間 平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

山梨県告示第二十五号

山梨県公報 第二千八百六十号 平成三十一年二月十四日

計量法(平成四年法律第五十一号)第二百一十一条第二項において準用する同法第二十八条の二第一項の規定により、指定計量証明検査機関の指定を次のとおり更新した。
平成三十一年二月十四日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 指定計量証明検査機関の名称 一般社団法人山梨県計量協会
- 二 住所 笛吹市石和町広瀬七百八十五番地
- 三 指定の区分 質量計
- 四 計量証明検査を行う地域 山梨県全域
- 五 指定の期間 平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

山梨県告示第二十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。
平成三十一年二月十四日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 指定の年月日 平成三十一年二月一日
- 二 指定道路の位置 甲斐市天下条字東側五十二番九
- 三 指定道路の幅員 最大幅員六・〇メートル 最小幅員六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 二六・〇九メートル

山梨県告示第二十七号

政府調達に関する苦情の処理手続(平成八年山梨県告示第三百一十号)は、廃止する。
平成三十一年二月十四日

山梨県知事 後藤 斎

公告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成三十一年二月十四日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 申請のあった年月日 平成三十一年一月三十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人マイプラ対策室
 - 2 代表者の氏名 藤原行雄
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市朝気二丁目一番十二号
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、使い捨てプラスチック製品による河川や海洋汚染対策として、使い捨てプラスチックから派生するマイクロプラスチックの削減に関する事業を行い、持続可能な環境の維持に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成三十一年二月四日から同年三月四日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十一年二月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 山梨交通株式会社 代表取締役 雨宮正英 山梨県甲府市飯田三丁目二番三十四号
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 韮崎本町商業施設 山梨県韮崎市本町三丁目四千九十九番外
 - 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
山梨交通株式会社 代表取締役 高野三雄 代表取締役 雨宮正英 山梨県甲府市飯田三丁目二番三十四号	山梨交通株式会社 代表取締役 雨宮正英 山梨県甲府市飯田三丁目二番三十四号

- 3 変更の年月日 平成三十年十月一日
- 三 届出年月日 平成三十一年一月二十五日

- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年六月十四日まで

● 土地改良区役員の退任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、新府土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。
 平成三十一年二月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	坂本源	韮崎市本町中條二千六十六番地	平成三十年六月十八日

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
 平成三十一年二月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（二級基準点測量）
- 二 測量の地域 山梨県南巨摩郡身延町及び西八代郡市川三郷町
- 三 測量の期間 平成三十年八月二十七日から平成三十一年一月三十一日まで

その他

● 山梨県道路公社公告第四号
 次のとおり一般競争入札を行う。

平成三十一年二月十四日

- 一 一般競争入札に付する事項 富士山有料道路管理事務所長 保坂新一

- 1 工事名 富士山有料道路法面補修工事（明許）
 - 2 工事場所 山梨県南都留郡鳴沢村富士山地区内
 - 3 工事概要 コンクリート吹付工 AⅡ六百四十平方メートル 鉄筋挿入工 NⅡ九十三本（D十九、LⅡ三・〇メートル） 擁壁工 HⅡ六・四メートル、LⅡ二十・〇メートル、VⅡ百三十四立方メートル 仮設工 一式
 - 4 工期 平成三十一年三月二十二日から同年九月三十日まで
 - 5 予定価格 五千六百四十一万九千二百円
- 二 入札参加資格申請の受付期間 平成三十一年二月二十一日（木）から同月二十七日（水）までの山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。
- 三 その他 詳細は、山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所ホームページにより配布する一般競争入札公告、設計図書等による。（URL）<http://subarune.jp/>

● 山梨県道路公社公告第五号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成三十一年二月十四日

富士山有料道路管理事務所長 保 坂 新一

一 一般競争入札に付する事項

- 1 工事名 富士山有料道路鷹の巣橋補修工事（明許）
 - 2 工事場所 山梨県富士吉田市上吉田地区内
 - 3 工事概要 桁補修補強工 一式 支承取替工 NⅡ六基 縁端拡幅工 一式 仮設工 一式
 - 4 工期 平成三十一年三月二十七日から同年十一月二十九日まで
 - 5 予定価格 七千四百四十八千八百円
- 二 入札参加資格申請の受付期間 平成三十一年二月二十一日（木）から同月二十七日（水）までの山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。
- 三 その他 詳細は、山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所ホームページにより配布する一般競争入札公告、設計図書等による。（URL）<http://subarune.jp/>

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番